

日薬業発第 416 号
令和 4 年 1 月 31 日

都道府県薬剤師会
実務実習担当役員 殿

日本薬剤師会
担当副会長 田尻 泰典

認定実務実習指導薬剤師の認定申請について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 1 月 21 日付、日薬業発第 395 号にてご案内申し上げた通り、認定実務実習指導薬剤師の認定申請業務等については、令和 4 年度より日本薬剤師研修センター（以下「センター」）から薬学教育協議会への移行が予定されるため、センターにおける認定申請書類の受付は令和 4 年 2 月 20 日（当日消印有効）までとすること等が、センターより連絡されております。今般これに関連し、認定申請業務等を引き継ぐ薬学教育協議会から、今後の認定申請手続き等につき、別添 1 のとおり関係団体宛通知がなされましたので、ご案内申し上げます。また、本通知に関連し、同協議会ホームページに、別添 2 のとおり認定申請手続き等に関する質問及び回答をまとめた資料が公表されておりますので、併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましては、本件につきご了知賜りますとともに、別添 1 にもあるとおり、令和 4 年 2 月 21 日から年度末までの申請が困難になることが想定されるため、2 月 20 日までに申請が可能な関係者には、早期に手続きを行っていただくようご周知いただく等ご協力賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

別添 1：認定実務実習指導薬剤師 認定申請について
（令和 4 年 1 月 25 日付、薬教協発第 21059 号）

別添 2：認定実務実習指導薬剤師 認定業務移管に関するよくある質問
*添付資料は令和 4 年 1 月 31 日時点のもので、本資料は適宜更新され、最新版は薬学教育協議会 HP (<https://yaku-kyou.org/>) の「お知らせ」のページにて閲覧いただけますので、ご参照願います。

以 上



別添 1

薬教協発第 21059 号

令和 4 年 1 月 25 日

各 位

一般社団法人 薬学教育協議会

代表理事 本 間 浩

(公印省略)

認定実務実習指導薬剤師 認定申請について

日頃より、(一社)薬学教育協議会の活動にご理解とご協力をいただき、誠に有り難うございます。

当協議会では、既に令和 3 年 12 月 6 日付でお知らせいたしました通り ([資料参照](#))、令和 4 年 4 月以降 (2022 年 4 月以降) に認定実務実習指導薬剤師の申請受付と認定の業務を開始する予定としております。

一方、現在同業務が行なわれています (公財) 日本薬剤師研修センターでは、新規および更新申請の受付を、令和 4 年 2 月 20 日消印有効までとするとの通知が令和 4 年 1 月 19 日付で発信されました ([日本薬剤師研修センターホームページ参照](#))。認定申請を年度末にご予定の指導薬剤師の皆様におかれましては、令和 4 年 2 月 21 日から年度末までの申請が困難になってしまいます。協議会と致しましては、2 月 20 日までに申請可能な皆様には、お早めに手続きを済ませていただけますようご案内させていただきます。

なお、当協議会ではこのような状況に鑑み、認定申請者の皆様の便宜を考慮して、令和 4 年 4 月 (2022 年 4 月) に予定しております申請受付開始に先んじて令和 4 年 3 月より認定申請審査料の入金の受付を開始するように準備いたしております (入金により、「審査中」と扱いといたします。当協議会で申請受付が開始された後に、正式な申請をお願いします)。この取り扱いは当協議会での申請受付が開始されるまでといたします。

支払い等に関する詳細につきましては、順次ご連絡を差し上げる予定としておりますが、予めご承知置きいただきますようお願い申し上げます。

何卒宜しく願いいたします。

別添 2

認定実務実習指導薬剤師 認定業務移管に関するよくある質問

最終更新日：2022年1月31日

問1	研修センターは2月20日までの受付の為、2月21日以降は協議会へ申請すれば良いのか。	1月25日 更新
回答1	<p>【回答】協議会では、令和4年4月以降に認定申請受付を開始しますので、それ以前は、受付いたしかねますのでご了承ください。</p> <p>しかし、令和4年4月（2022年4月）の申請受付開始に先んじて令和4年3月より認定申請審査料の入金の受付を開始するように準備いたしております（入金により、「審査中」と扱いいたします。当協議会で申請受付が開始された後に、正式な申請をお願いします）。この取扱いは当協議会での申請受付が開始されるまでといたします。支払い等に関する詳細につきましては、順次HP等でお知らせいたしますのでお待ちください。</p>	
問2	2月21日以降、協議会での認定申請受付が開始されるまでに、認定期限が切れてしまう場合は、どのようにすればよいか。	1月25日 更新
回答2	<p>更新要件を満たし申請できる方は、なるべく2月20日までに日本薬剤師研修センターへの認定申請を済ませることを強くお勧めします。</p> <p>なお、協議会では、令和4年4月（2022年4月）の申請受付開始に先んじて令和4年3月より認定申請審査料の入金の受付を開始するように準備いたしております（入金により、「審査中」と扱いいたします。当協議会で申請受付が開始された後に、正式な申請をお願いします）。この取扱いは当協議会での申請受付が開始されるまでといたします。支払い等に関する詳細につきましては、順次HP等でお知らせいたしますのでお待ちください。</p>	
問3	第1期から学生を受け入れるが、認定期限が3月31日であるため更新講習会を3月に受講を予定している。この場合、途中で認定期限が切れてしまうが、受け入れは継続して可能か。	1月25日 更新
回答3	<p>協議会では前倒しで入金受付ができるように準備を進めています。</p> <p>入金により、「審査中」との扱いとなり実習生受け入れに支障がないようにする予定です。</p>	
問4	更新講習会を4月以降に受講する予定だが、3月中に入金をすれば「審査中」として扱ってもらえるのか。	1月31日 更新
回答4	<p>3月中の入金で「審査中」として取り扱いができるのは、入金までに【認定要件を満たしている】場合です。更新要件を満たしていない場合は、3月中にご入金されましても審査中として取り扱いはいたしませんのでご了承ください。</p>	
問5	令和4年3月（2022年3月）までに受講した講習会の受講証は4月以降も有効か。	1月26日 更新
回答5	<p>有効です。</p> <p>ただし、更新要件を満たし申請できる方は、なるべく2月20日までに日本薬剤師研修センターへの認定申請を済ませることを強くお勧めします。</p>	

認定実務実習指導薬剤師 認定業務移管に関するよくある質問

最終更新日：2022年1月31日

問6	養成・更新講習会を予定したがコロナウイルス等の影響で中止・延期した場合、日を改めての開催は可能か。	1月27日 更新
回答6	<p>可能です。</p> <p>2022年3月中開催分までについては日本薬剤師研修センターへ申請をお願いいたします。</p> <p>2022年4月以降の認定実務実習指導薬剤師養成研修会の開催につきましては、各地区調整機構で調整・取りまとめの上、当協議会へ申請いただくことになります。そのため、開催および変更については各地区調整機構へお申し出ください。</p>	
問7	養成・更新講習会は、現在の形式（集合研修によるDVD視聴）から変更になる可能性はあるか。また、DVDや講師による講習会のWEB配信でもよいのか。	1月27日 更新
回答7	<p>今後の開催形式等の変更については検討を予定しておりますが、2022年4月以降しばらくの間は現行と同じ形式での開催をお願いいたします。なお、研修会の実施要項を変更した際にはお知らせいたします。</p>	
問8	業務移管についての連絡は、個々の認定実務実習指導薬剤師へ行われるのか。	1月28日 更新
回答8	<p>大変申し訳ございませんが、認定実務実習指導薬剤師の皆様一人一人にはご連絡差し上げておりません。最新情報は関係各所への文書等による情報発信やHPに掲載いたしますので各自でご確認ください。</p>	